

25川監公第8号

平成25年8月12日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年12月10日付け24川監公第10号で公表した定期監査及び同日付24川監公第11号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川欣起

同 奥宮京子

同 菅原進

同 宮原春夫

25川総行革第139号
平成25年6月28日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 菅原 進 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年12月10日付け24川監報第10号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成24年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

（1）軽易な事項で改善を要するもの

改善措置を要する事項として、次の事例があった。

ア 適正な事業計画及び事業報告を求めるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金について、事業計画書、事業報告書等に記載されている補助事業の内容等に不備があった事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市職員厚生会に対して、川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金の事業計画書、事業報告書等を適正にするように指導を行い、

その後に提出された関係書類について、事業計画書、事業報告書等に記載されているすべての補助事業の内容が正確に記載されていることを確認しました。

(川崎市職員厚生会)

(総務局人事部職員厚生課)

2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

市が、公益財団法人川崎市シルバー人材センターと締結している契約に係る事務をみたところ、相当長期間にわたり予算執行伺、契約等の手続を行わず、後日、予算執行伺等の日付を遡って処理していた事例があった。

市は、予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、公益財団法人シルバー人材センターに係る予算執行伺、契約等の財務会計処理に当たっては、十分な余裕をもって行い、事務遅延のないように業務を進めていくことを課内で確認させ、周知しました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(2) 補助金の適切な支出方法について検討すべきもの

[指摘の要旨]

市は、財団法人川崎市保健衛生事業団運営費補助金交付要綱に基づき、財団法人川崎市保健衛生事業団（以下「保健衛生事業団」という。）の事業運営に必要と認める額を、補助金として保健衛生事業団に対し交付している。この補助金の中には、市が神奈川県から借り受け、保健衛生事業団に対して転貸している、かわさき健康づくりセンターの土地に係る使用料相当分も算定の基礎に含まれている。

当該補助金の支出事務についてみたところ、市は、保健衛生事業団との間で当該土地の無償貸付契約を締結しているが、神奈川県が使用料の減免措置の見直しについて協力を要請していることを考慮し、この土地に係る使用料相当分も含めて補助金を交付していた。

この土地に係る使用料相当額は、最終的には精算時に市へ返還されているものの、不要が見込まれる経費への補助金支出については抑制すべきである。

市は、適切な補助金の支出方法について検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、当該補助金交付要綱を改正しました。この改正により、県有地の貸付料相当分の補助が不要であると認められる場合は、補助金の交付決定の一部取消を行い、交付回数を減らすことにより、補助金支出の抑制を図ります。

なお、交付決定に当たっては、改正された当該要綱の規定と同様の条件を付し、保健衛生事業団に通知しました。

（健康福祉局健康安全部健康増進課）

（3）その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 賞与引当金を計上すべきもの

[指摘の要旨]

公益法人会計基準に基づき作成した貸借対照表について、負債の部に賞与引当金が計上されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、賞与引当金の計上を求め、公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの分は平成24年度予算を補正して計上したことを確認し、公益財団法人川崎市シルバー人材センターの分についても貸借対照表に計上されたことを確認しました。また、平成25年度以降においても、引き続き適切に計上することを確認しました。

今後も、適正な管理指導に努めます。

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター、公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、同健康安全部環境保健課)

イ 予算の流用手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

予算の流用を必要とする支出について、予算の流用の決裁前に支出又は支出伺を行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、予算流用等の財務会計処理に当たっては、事務遅延のないように業務を進め、手続を適正に行うよう周知徹底しました。

今後も、適正な事務処理に努めます。

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

(健康福祉局健康安全部環境保健課)

ウ 請求書の提出期限を遵守すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市シルバー人材センター高齢者向け軽作業委託業務について、請求書が契約書に定める期限後に市へ提出されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、公益財団法人川崎市シルバー人材センターと協議し、契約書に基づき、期限内に適切に請求書の提出を行うことを確認しました。

今後も、適正な事務処理に努めます。

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

エ 契約の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの経理規程に基づく指名競争入札や見積合わせを行うべきところ、相当な理由なく随意契約を行っていた事例

[措置内容]

契約手続については、公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの経理規程に基づいて手続を進め、競争入札や見積合わせ等の適切な方法により執行するよう周知徹底しました。

今後も、適正な事務処理に努めます。

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

(健康福祉局健康安全部環境保健課)

オ 備品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

市が無償貸与している備品について、すでに廃棄等による不存在となっているものがあつた事例

[措置内容]

指摘事項については、備品管理の適正化を図るため、現存備品と備品整理簿との照合や備品票の貼付け確認を行い、平成26年3月までの完了を目指して計画的に作業等を行います。

(一般財団法人川崎市保健衛生事業団)

(健康福祉局健康安全部健康増進課)

カ 正確な実績報告に基づき額の確定を行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市シルバー人材センター補助金について、別の補助事業も含めた経費が計上された不明確な実績報告により、補助金の額の確定を行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、公益財団法人シルバー人材センターと協議し、平成24年度以降の分について、経費を正確に確認するための収支報告を適切な形でさせることにより、補助金の額の確定を適正に行うことを確認しました。

今後も、適正な管理指導に努めます。

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 収支状況を適切に把握すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市男女共同参画センターの指定管理者であるTEPCOパブリックサービス(株式会社キャリアライズを代表者とし、東京リビングサービス株式会社及び東電広告株式会社を構成員とする共同事業体(平成24年7月以降は東京リビングサービス株式会社を除く。))が市に提出した収支報告書をみたところ、構成員の指定管理業務である施設管理業務等について、支出総額が表示

されるのみとなっていた。

市が、指定管理業務の履行状況や指定管理料の妥当性等を検証するためには、全ての構成員の指定管理業務に関する収支を明確にすることが求められる。

市は、指定管理者に対して、全ての構成員の指定管理業務に関する収支を明らかにした収支報告書を提出するよう指導するとともに、事業内容や収支状況を適切に把握されたい。

[措置内容]

指摘事項については、各構成員から平成24年度収支報告書の提出を受けるとともに、TEPCOパブリックサービスから平成24年度事業報告書の提出を受け、支出内訳や事業の実施内容等を確認したところ、指定管理業務は適正に執行されていました。

今後も、全ての構成員に収支報告を提出させ、事業内容や収支状況の把握を適切に行います。

(TEPCOパブリックサービス)

(市民・子ども局人権・男女共同参画室)

(2) 利用料金に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年条例第35号）第10条第3項によると、利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされており、別表には、大会議室、レクリエーションルーム、温水プール等の利用料金の上限額が定められている。

川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の利用料金に係る事務をみたところ、次のような事例があった。

市は、指定管理者に対して、利用料金に係る事務を適正に行うよう指導され

たい。

ア あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めるべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市堤根余熱利用市民施設の温水プール利用料金について、あらかじめ市長の承認を得ずに、利用により付与されたポイントと引換えに無料にしていた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該施設に係る平成25年度事業計画書の中に利用により付与されたポイントと引換えに利用料金を無料にする制度について明記するよう、指定管理者に対して指導し、そのように改善された当該計画書を含んだ平成25年度協定書を指定管理者と締結したことで、承認手続を適正に行いました。

[指摘の要旨]

(イ) 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の設備利用料金について、あらかじめ市長の承認を得ずに、前指定管理者の設定料金を継承して徴収していた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該施設に係る平成24年度事業計画書の中に設備利用料金について明記するよう、指定管理者に対して指導し、そのように改善された当該計画書を含んだ平成24年度協定書を指定管理者と締結したことで、承認手続を適正に行いました。

イ 条例に基づき、利用に供するべきもの

[指摘の要旨]

川崎市王禅寺余熱利用市民施設のギャラリーについて、川崎市余熱利用市民施設条例に定められていない利用料金を承認していた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該施設に係るギャラリー利用料は条例上の位置付けがないため、平成25年度事業計画書の利用料金表にはギャラリー利用料を記載しないよう、指定管理者に対して指導し、そのように改善された当該計画書を含んだ平成25年度協定書を指定管理者と締結したことで、承認手続を適正に行いました。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(環境局生活環境部減量推進課)

(3) 寄附金の収納業務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項によると、普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができることとされており、さらに対象となる歳入が具体的に定められている。

川崎市橋りサイクルコミュニティセンターにおける施設の運営に係る事務をみたところ、市は、リサイクル家具類の提供の際に集めた募金を資源再生化基金寄附金として収納する業務を指定管理者に行わせていた。

寄附金については、平成23年12月の地方自治法施行令の一部改正前までは、収納の事務を委託することができないものであったが収納業務を行わせていた。さらに、収納の委託ができることとされた法令改正後においても必要な手続を執っていなかった。

市は、寄附金の収納業務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、資源再生化基金寄附金の収納事務委託契約を指定管理者と締結したことで、寄附金の収納業務に係る手続を適正に行いました。

(環境局生活環境部減量推進課)

(4) 工事請負費に係る見積書を適正に添付すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第81条によると、支出命令書には、債権者の請求書のほか、川崎市予算及び決算規則に定める支出負担行為に必要な書類等を添付しなければならないとされており、また、工事請負費の支出においては見積書が必要な書類として定められている。

かわさき北部斎苑における軽易工事のうち、市が負担すべき工事請負費の見積書についてみたところ、業者から提出された見積書の件名が誤っていたため市側でこれを修正し、電子文書として添付して決裁を行っていた事例があった。

市は、会計事務を適正に執行されたい。

[措置内容]

経理事務上、根拠となる書類等の原本を修正するなどの処理は不正経理につながるおそれがあることについて、各所属長への注意喚起を行うとともに、審査事務に当たっては、必要に応じて随時、根拠となる書類等の原本確認を行う旨を局内に通知し、組織的な再発防止策を講じました。

(健康福祉局健康安全部健康増進課)

(5) 防火管理者の選任を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

消防法(昭和23年法律第186号)第8条、川崎市菅生こども文化センター指定管理仕様書及び川崎市蔵敷こども文化センター指定管理仕様書によると、施設の管理に当たり防火管理者を選任すべきところ、指定管理者は、川崎市蔵敷こども文化センター、菅生小学校わくわくプラザ、犬蔵小学校わくわくプラ

ザ及び稗原小学校わくわくプラザにおいて、防火管理者の選任を行っていなかった。

市は、指定管理者が管理を行う公の施設（以下「指定管理施設」という。）の管理状況の把握に努めるとともに、指定管理者に対して、法令等に基づき防火管理者を適正に選任するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、防火管理者を選任するように指示しました。その後、当該指定管理者の統括館長を防火管理者に選任したことを確認しました。

今後も、指定管理施設の防火管理者の取扱いについて、適正な執行に努めます。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

(6) 建物の設置等に当たり適切な対応を図るべきもの

[指摘の要旨]

川崎市財産規則（昭和39年規則第33号）第18条によると、部局長は、その所管に属する公有財産の管理に当たっては、適宜現況調査を行うとともに、公有財産の使用目的及び使用状況の適否等に留意しなければならないとされているが、次のとおり不適正な事例があった。

市は、関係部署と協議の上、適切な対応を図られたい。

[指摘の要旨]

ア 川崎市王禅寺余熱利用市民施設において、施設の一部に建物が増築されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該建物に係る経過を確認したところ、以前の施設管理者が駐車場の監視員の詰所として設置したものの、公有財産台帳への登録を行っていなかったことが判明しました。そのため、当該建物について、現況の確認を行った上で、公有財産台帳への登録を適正に行いました。

(環境局生活環境部減量推進課)

[指摘の要旨]

イ 陽光ホームにおいて、指定管理者が敷地内に木造の建物を設置していた事例

[措置内容]

指摘事項については、建築等の関係部署と協議の上、撤去等を含めた適切な方法及び手続により、平成25年度中に対応する予定です。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(7) 指定管理施設の備品管理等を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

れいんぼう川崎における備品の管理についてみたところ、次のような事例があった。

市は、川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)等に従い、備品の管理を適正に行われたい。

ア 備品台帳を指定管理者に交付すべきもの

れいんぼう川崎の管理に関する基本協定書において、市は備品等は無償で指定管理者に貸与し、備品の詳細については別途作成する備品台帳を参照のこととされているが、備品台帳が指定管理者に交付されていなかった事例

イ 備品台帳と供用されている備品を整合させるべきもの

市が作成した備品台帳は、施設が設置された平成8年から、一部を除き更新がされておらず、れいんぼう川崎において供用されている備品と一致しないものが多く見受けられた事例

[措置内容]

指摘事項については、備品台帳と現在供用されている備品の照合を行い、これらを一致させるように作業を行います。また、平成25年9月までに、一致させた備品台帳を指定管理者に交付するよう作業を行います。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(8) 適正な事業報告を求めるべきもの

[指摘の要旨]

中部地域療育センターの指定管理者から提出された事業報告書について見たところ、中部地域療育センターの管理に関する基本協定書に定められている報告事項のうち、人員配置、業務改善、再委託、維持管理に関すること等、施設の管理運営状況を把握する上で必要と考えられる事項の報告がされていなかった。

市は、指定管理の管理運営状況について正確に把握する必要があることから、適正な事業報告を求められたい。

[措置内容]

指摘事項の事業報告のうち、再委託に関してはその契約書の写しを提出させることとし、その他の事業執行及び維持管理に関しては新たに事業実施報告書に記載するよう指導しました。

今後も、適正な事業報告を求めるよう努めます。

(社会福祉法人同愛会)

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

(9) 報酬額を適正に定めるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市契約条例（昭和39年条例第14号）第7条によると、指定管理施設の管理に従事する労働者の報酬については、市が定める作業報酬下限額の適用を受けるものとされている。

川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの指定管理者の当該臨時職員就業規則によると、試用期間中の臨時職員の報酬額が、市が定める作業報酬下限額を下回っていた。

市は、指定管理者に対して、適正な報酬額を定めるよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対して、試用期間中の臨時職員の給与を適正な報酬額に改めるように指示し、その後、臨時職員就業規則が改正されたことを確認しました。また、平成23年度における試用期間中の分についても、適正な報酬額との差額を該当する職員に支払われたことを確認しました。

今後も、適正な報酬額を定めるよう指導に努めます。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

(10) 自主事業に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市余熱利用市民施設の管理運営に関する基本協定書第8条によると、指定管理者は、管理施設の設置目的に合致する場合、指定管理料及び利用料金収入以外の自己の費用と責任により、自主事業を実施することができるとされている。また、第10条によると、指定管理者は各年度の業務終了後、自主事業

に関する事項を含めた事業報告書を市に提出することとされている。

川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の自主事業に係る事務をみたところ、次のような事例があった。

市は、指定管理者に対して、自主事業に係る事務を適正に行うよう指導されたい。

ア 事業内容を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

市に提出された自主事業実施計画書の事業内容が不明確であるため、指定管理業務と自主事業の区分ができず、また、事業が施設の設置目的に合致しているか判断できない事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理業務と自主事業の区分について指定管理者と協議し、事業の設置目的への該当性を確認した上で当該施設に係る平成25年度自主事業実施計画書の中に事業目的、内容等をより明確に記載し、また、自主事業の実施場所を明記するよう、指定管理者に対して指導しました。その後、そのように改善された自主事業実施計画書及び事業計画書を含んだ平成25年度協定書を指定管理者と締結したことで、承認手続を適正に行いました。

イ 適切に事業報告をすべきもの

[指摘の要旨]

市に提出された事業報告書に記載されている「自主事業に関する事項」の内容が不十分であるため、自主事業の実施状況が正確に把握できない事例

[措置内容]

指摘事項については、当該施設に係る平成24年度事業報告書の中に実施の時期及び場所、料金等の自主事業の内容をより明確に記載するよう、指定

管理者に対して指導しました。その後、そのように改善された当該報告書が指定管理者から提出され、これにより自主事業の正確な実施状況の把握を適正に行いました。

ウ 正確に収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

市に提出された収支状況報告書について、自主事業に係る収支が正確に計上されておらず、指定管理料及び利用料金収入以外の指定管理者の費用により、自主事業を実施しているか判断できない事例

[措置内容]

指摘事項に係る収支状況報告書については、精査を行った平成25年度事業計画書及び自主事業実施計画書の指定管理業務及び自主事業の区分に沿って、自主事業に係る経費を正確に計上するよう、指定管理者に対して指導しました。また、改善された平成24年度事業報告書が指定管理者から提出され、これにより指定管理料及び利用料金収入以外の収入で自主事業を実施していることを確認しました。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(環境局生活環境部減量推進課)

(11) 請書に収入印紙を貼付するよう求めるべきもの

[指摘の要旨]

印紙税法(昭和42年法律第23号)第8条によると、課税文書の作成者は、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙を、作成の時までに、当該課税文書に貼り付ける方法により納付しなければならないとされている。

かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑の支出関係書類についてみたところ、収入印紙を貼付すべき請書について、収入印紙が貼付されていないものがあつ

た。法令等遵守の観点から、指定管理者は、課税文書の作成者に対し、収入印紙を貼付するよう求める必要がある。

市は、指定管理者に対して、課税文書の作成者に法令等に基づく適正な収入印紙の貼付を求めるよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者の職員に指導し、課税文書には法令等に基づく適正な収入印紙の貼付が徹底されるなど、改善を図りました。

(川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体)

(健康福祉局健康安全部健康増進課)

(12) 施設の利用許可に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則（平成5年規則第101号）第7条第3項によると、指定管理者は、申請者に対し利用許可をしたときは、利用に係る許可書を申請者に交付することとされている。

川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおける利用許可に係る事務をみると、指定管理者は、申請者から提出された申請書の写しを許可書として交付していた。

市は、指定管理者に対して、規則に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、当該施設の利用に係る申請書兼許可書の所定様式を市において作成し、これを申請者に交付して事務処理を改めるよう、指定管理者に対して指導しました。

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

(13) 利用料金の減免に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例(平成5年条例第28号)第10条によると、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することができることとされており、その具体的な取扱基準は、川崎市リサイクルコミュニティセンター管理運営要綱第3条に定められている。

川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおける利用料金の減免に係る事務をみたところ、利用申請書の利用内容欄が未記入であるなど減免を判断する理由が不明確であったにもかかわらず利用料金が減免されていた。

市は、指定管理者に対して、条例等に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、減免を判断する理由がより明確になるように、利用料金減免に係る申請書の新様式を市において作成し、指定管理者にこれを使用させ、申請者から受け付ける際には記入漏れがないように案内することなどを指導しました。

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

(14) 休所日の変更を確認すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市心身障害者リハビリテーションセンター条例(昭和46年条例第10号)第22条の29において、御幸日中活動センターの休所日が定められてい

る。指定管理者が作成した御幸日中活動センター運営規程をみたところ、条例で定める休所日のほか、3日間の夏休みが設けられていた。また、市はこのことを把握していなかった。

指定管理者は、特別な理由があると認めるときには臨時に休所することができるとされているが、原則として市は、事前に日程、事由等を確認すべきものとする。

市及び指定管理者は、指定管理施設を臨時に休所する場合には、事前に日程、事由等を確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に指導を行い、当該運営規程が夏休みを設けない内容に改正されたことを確認しました。また、指定管理施設を臨時に休所する場合には、事前に日程、事由等を協議するよう指導しました。

今後も、条例の規定を遵守するよう指導します。

(社会福祉法人県央福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(15) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 現金等の管理手続を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターにおける毎月末の現金預金残高の確認手続について、指定管理者の定める経理規定に基づく責任者への報告が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項に係る現金預金残高の確認手続については、指定管理者の定める

経理規定に基づく責任者への報告が適切に行われるよう、指定管理者に対して指導し、その後、照合作業や帳簿への押印処理などが改善されたことを確認しました。

(特定非営利活動法人川崎児童健全育成会コッコロ)

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

イ 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設における収支状況報告書について、水道光熱費、通信運搬費、旅費交通費等の金額が正確に計上されていなかった事例

(株式会社明治スポーツプラザ)

(環境局生活環境部減量推進課)

(イ) 川崎市橘リサイクルコミュニティセンターにおける収支状況報告書について、自主事業の経費が指定管理者の自己負担費用として計上されていなかった事例

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

[措置内容]

指摘事項については、総勘定元帳との相違点等を修正するなど正確な収支状況を報告するよう、指定管理者に対して指導し、その後、再提出された平成23年度収支状況報告書により正確な収支状況を確認しました。

ウ 正確な事業報告を行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市御幸老人いこいの家における事業報告書について、教養講座の受講者負担額が正確に記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項に係る教養講座における材料費の徴収状況について、適正な管理及び正確な事業報告を行うよう、指定管理者に対して指導を行い、その後、平成24年度の事業報告においては正確に記載された報告書の提出を受けました。

(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

エ 指定管理料の執行手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

中部地域療育センターの指定管理者への指定管理料支出に当たり、相当な理由なく複数回にわたり代決を行い、また、その後の閲覧手続も行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、関係職員に通知を行い、事務決裁規程の周知徹底を行うとともに、各業務におけるスケジュールを事前に把握し、代決手続とならないよう指導を行いました。

今後も、適正な事務処理に努めます。

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

オ 経理規程に基づき支出に関する決裁を受けるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市桜本こども文化センターにおける支出予算の執行について、支出伺書等を作成しておらず決裁を受けていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、支出予算の執行に当たっては支出伺書等を作成して適切に行うよう指定管理者に対して指導しました。

今後も、適正な経理手続が行われるよう努めます。

(社会福祉法人青丘社)

(市民・子ども局子ども本部子育て施策部青少年育成課)

カ 指定管理施設の備品管理等を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 市からの引継備品が登載漏れ、廃棄等により備品整理簿と照合できなかった事例

(市民・子ども局人権・男女共同参画室、環境局生活環境部減量推進課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、同健康安全部健康増進課)

(イ) 備品票が貼付されている備品について、備品整理簿に登載されておらず、帰属が不明確であった事例

(市民・子ども局子ども本部子育て施策部青少年育成課)

(ウ) 市が有償貸与している備品について、すでに廃棄又は使用不能のものがあつた事例

(市民・子ども局子ども本部子育て施策部青少年育成課)

(エ) 市が貸与している備品の一覧と実際の備品の規格が異なっていた事例

(市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課)

(オ) 備品票が貼付されていなかった事例

(市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課、環境局生活環境部減量推進課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、同健康安全部健康増進課)

(カ) 備品整理簿の価格が誤って登載されていた事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(キ) 市が備品の規格を示す資料を所有していなかったことにより、備品整理簿と現品が照合できなかった事例

(健康福祉局健康安全部健康増進課)

(ク) 指定管理料で購入した本市帰属備品が備品整理簿に登載されていなかった事例

(川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体)

(健康福祉局健康安全部健康増進課)

[措置内容]

指摘のあった備品の管理については、一部を除き、適切な事務処理を行いました。その他のものについても、速やかに対応を図ります。

今後も、適正な備品管理に努めます。

キ 自動販売機の設置に係る財産管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

かわさき北部斎苑において、自動販売機が仕様書の定めよりも多く設置されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、売店業務で使用している自動販売機や使用面積など、業務の実態を再調査の上、使用実態に即した業務仕様書により契約締結を行うよう、指定管理者の職員に対して指示を行い、改善を確認しました。

(川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体)

(健康福祉局健康安全部健康増進課)

ク 適切な収支報告書様式を検討すべきもの

[指摘の要旨]

指定管理施設である川崎市こども文化センターにおける収支報告書について、市が定めている様式が支出に関してのみ記載するものであるため、指定管理料以外の収入も含めた適切な収支の把握ができなかった事例

[措置内容]

指摘事項に係る収支報告書の様式については、事業報告に当たって適切に収支の把握を行えるように、収入に関して記載する部分を追加して改善しました。

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

ケ 拾得物の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市堤根余熱利用市民施設において、拾得物が長期間保管されたままになっているなど、仕様書等に基づき適正に管理されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、法令等に基づき拾得物の適正な管理を行うよう、指定管理者に対して指導しました。その後、指定管理者は、拾得物の管理方法について、所管の警察署と協議を行い、特定の物件を除き遺失物の保管を川崎市堤根余熱利用市民施設で行うこと等を定めた協定書を締結しました。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(環境局生活環境部減量推進課)

コ 業務の位置付けを明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市王禅寺余熱利用市民施設及び川崎市橘リサイクルコミュニティセンターにおいて、有料で行われている複写サービスが協定書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者と協議し、当該複写サービスを自主事業として位置付けました。これを平成25年度自主事業実施計画書の中に明記した上で、当該計画書を含んだ平成25年度協定書を指定管理者と締結したことで、承認手続を適正に行いました。

(株式会社明治スポーツプラザ、テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

サ 講演会等の実施に際し承認等に係る手続を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおいて、事業計画の変更に係る協議及び変更に伴う受講料金設定の承認が行われないうまま講演会や学習会を実施していた事例

[措置内容]

指摘事項については、新たな教室等を年度途中から開催する等の事業計画の変更を行うに当たっては、事前協議の上で文書による承認手続を行うことを指定管理者と確認しました。

[指摘の要旨]

(イ) 川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおいて、販売ができる範囲に係る協議が行われないうまま飲料等の販売に関する業務を実施していた事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者と協議し、平成25年度事業計画書の中に自動販売機で販売する取扱品目及び場所を明記した上で、当該計画書を含んだ平成25年度協定書を指定管理者と締結したことで、承認手続を適正に行いました。

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

シ 東日本大震災に係る葬祭場使用料の減免について適切な手続等を行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 減免の対象及び額の基準が明確に示されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、東日本大震災に関連して減免を行っている本市の他事業と歩調を合わせながら、減免措置の廃止も含め、検討しているところです。

(健康福祉局健康安全部健康増進課)

[指摘の要旨]

(イ) かわさき北部斎苑において、減免関係書類の処理に際して指定管理者の定める事務処理規則に基づく上司の決裁を受けていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、葬祭場運営会議において、適正な事務処理に努めるよう、指定管理者の職員に対して周知徹底を図りました。その後、市職員による実地検査を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

(川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体)

(健康福祉局健康安全部健康増進課)